

議案第15号

おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町病院事業の設置等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第147号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月4日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ町病院事業を拡充した診療科目の追加をするため、提案するものである。

おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町病院事業の設置等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第147号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(14) 脳神経外科

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。